別紙１

（令和２年９月３０日制定）

豊田市共通宿泊・飲食券利用規約

（利用規約の趣旨）

第１条　豊田市（以下「市」という。）と「豊田市共通宿泊・飲食券取扱施設一覧」（以下「施設一覧」という。）に記載された各施設（以下「取扱施設」という。）は、市が発行する「豊田市共通宿泊・飲食券」（以下「共通券」という。）をこの利用規約にしたがって取り扱うものとし、共通券の使用者（以下「使用者」という。）は、この利用規約に従って取引をするものとします。

（共通券の利用方法）

第２条　使用者は、取扱施設において、共通券１枚につき、３，０００円または５００円として代金の支払いに使用できるものとします。使用者は共通券に必要事項を記載の上、取扱施設に共通券を渡してください。

２　施設一覧及び注意事項に記載の利用条件に反する利用はできません。

３　共通券の額面に満たない使用のときは、つり銭をお返しすることはできません。

４　共通券には、有効期限があります。券面記載の有効期限内に使用してください。有効期限を過ぎますと使用できません。

５　取扱施設や利用条件は、予告なく変更になることがあります。

６　共通券は、各施設の予約等を確約するものではありません。予約については、各施設の利用規約や指示等に従ってください。

（共通券の無効）

第３条　次の場合は、共通券を使用することはできません。

（１）　豊田市長印がないとき。

（２）　共通券が複製、偽造、変造されたものであるとき。

（３）　使用者が共通券を違法に取得したとき、または違法に取得された共通券であることを知りながらもしくは知ることができる状況で取得したとき。

（４）　豊田市暴力団排除条例に基づく暴力団員、暴力団関係者が使用するとき。

（共通券の再発行）

第４条　共通券は、いかなる場合においても再発行できません。

（返金及び換金の禁止）

第５条　共通券を使用しなかった等、いかなる場合においても、市は返金できません。また、共通券は現金と引換えはできません。